第６３号

発行日
令和3年2月1日

木協だより

発行所　一般社団法人埼玉県木材協会
発行責任者　島﨑　政敏
編集責任者　関根　進
〒330－0063
さいたま市浦和区高砂1-14-13
TEL 048-822-2568
FAX 048-824-0720

島﨑会長あいさつ

大変先の見通しにくい一年が始まりました。皆様如何お過ごしでしょうか。よく政治経済社会と言いますが、今年はそのそれぞれが絡み合って今後の展開はどれ一つ判然としない、そんな幕開けかと思います。

私達日本人は古来初日の出を拝み初詣でをして、旧年中に起きた様々な事柄に対する気持ちを一度リセットして、心新たに希望をもって新しい年の寿ぐしや活動を始めるということを慣わしとして参りましたが、今年は昨年から続くコロナ禍と年明け早々の緊急事態宣言もあって、誠に閉塞感の拭えない新年となってしまいました。

そのような中ではありますが、私達の関係する建築業界は当初懸念された程には大きな影響を被っておらない、森林整備や木材利用促進については今後益々時代のテーマになっていくであろうという好材料も有ります。しかし大工をはじめとする職人不足や長年の主な販売先であった地場工務店の衰退傾向にもさらに拍車がかかるでしょうから、商いの形も何かしら変えていく必要に迫られる、そんな一年になるのかもしれません。

またこの厳しい状況下においては同業者相互のタテヨコの連携が一層必要になるかと思います。「下町ボブスレー」や人工衛星「まいど1号」のような派手な花火を上げずとも、互いの悩みを共有しそれぞれの弱いところを補うような繋がりで実質的な成果をあげているグループは多くの業界で見られるようです。製材所と町場の材木店の連携やプレカット工場どうし・材木店どうしの連携などに取り組んでみてはいかがでしょうか。

県木協としてはそのような試みへの協力と「木造公共施設推進協議会」や「さいたま県産木材認証センター」の運営をはじめとする業界団体としての社会貢献、木材利用に関する様々な施策の案内や講習会の実施などによる会員サポート活動を感染症の流行を注視しながら今年も着実に行って参ります。

皆様には県木協の情報や人脈も仕事の上でおおいに活かしてこの新しい日常の中での事業商いを進めてくださいますよう改めてお願い申し上げます。

令和2年度 彩の木補助事業

～完了報告の提出は3月5日必着です～

「みんなで使おう、埼玉の木」彩の木補助事業、彩の木梁桁補助事業は、今年度もご好評をいただき、既に交付申請の受付を終了しております。

今年度で7年目を迎えたこの事業は、①「彩の木補助事業（一般枠）」（以下、「一般枠」と表記）、②「彩の木補助事業（子育て支援枠）」（以下、「子育て支援枠」と表記）、③「彩の木梁桁補助事業」（以下、「梁桁事業」と表記）の3区分に分けて募集し、実施してまいりました。一般枠は従前からの事業、子育て支援枠と梁桁事業は新規事業で、今年度は特に子育て支援枠に交付申請が集中しました。

子育て支援枠は、子育て中の若い世帯が埼玉県産木材に興味を持つきっかけを作り、埼玉県産木材を使った住宅を建てていただくことを目的に新たに設けました。通常の補助金額である、県産木材1立方メートル当たり1万7千円のほかに一律5万円を加算して交付（上限額は34万円）するもので、50件程度を募集しました。ところが、交付申請受付開始後わずか2日で募集件数を超えるという予想をはるかに上回る人気で、受付けできなかった施主の方々、工務店等関係者の方々にはご迷惑をおかけすることとなってしまい申し訳なく思っております。

ここで、今年度の受付状況をご報告させていただきます。

【受付開始】令和2年6月1日
【受付終了】令和2年9月25日（子育て支援枠は、令和2年6月2日）

【受付状況】
・一般枠　受付154件
（内訳）新築・購入143件
増改築　3件
内装木質化8件
・子育て支援枠　受付51件
（内訳）新築・購入51件
・梁桁事業　受付13件
（内訳）新築・購入13件

合計件数は218件で、交付総額は4千750万円を見込んでいます。

なお、この事業は埼玉県から補助を受けて実施しており、今年度は昨年度より補助金額が500万円増額となっていることから、昨年度の実績である192件を上回ることは確実です。過去7年間で見ても、平成27年度の225件に次ぐ件数となる見込みです。

さて、今年度の補助金利用予定者として登録されて方の完了報告書の提出期限は、3月5日（必着）となっております。完了報告書の提出がない場合には補助金の交付はできませんので、手続きに遺漏のないようご注意ください。

また、来年度については、事業継続の可否を2月定例県議会後（3月下旬ごろ）に県木協ホームページにおいて発表いたします。事業の継続が決定した場合には、事業内容を4月下旬ごろまでには発表できるよう、準備を進めてまいります。

来年度の事業内容についてのご意見やご要望等ございましたら、県木協までお知らせください。

製材工場・プレカット事業者調査にご協力を

県木協が事務局を務める埼玉県木造公共施設推進協議会では、埼玉県からの委託を受け、製材工場調査及びプレカット事業者に対するアンケート調査を実施します。

製材工場調査は昨年度に引き続き実施するもので、今年度は、丸太（製材品）の調達から加工、販売までの流れについて調査します。特に、県内の製材工場において、県産の丸太（製材品）からどのような製品が作られ、どのようなところに販売されているのかを明らかにし、木造公共施設等に係る県産木材の供給体制を把握し、県や市町村等と情報の共有を図ることにより、県産木材の更なる利用拡大を図ります。

プレカット事業者に対するアンケート調査は、埼玉県におけるプレカットに係る現状と動向を把握し、今後の木材施策の方向性や新たな支援策の検討を埼玉県が行うために調査するものです。新型コロナウイルスの影響やCLTに対するお考え、埼玉県産木材の課題や問題点等をお伺いする内容です。

調査票がお手元に届いた際には、お忙しい中誠に恐縮ではございますが、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。

来年度も継続される見込み

JAS構造材利用拡大事業

県木協では、平成30年度から林野庁補助事業である「JAS構造材利用拡大事業」に取り組んでいます。

この事業は、JAS構造材を使って、低層の戸建て住宅を除く建築物（事務所、店舗、病院、社会福祉施設、集合住宅など）を建てた場合に、構造材の調達費用の一部を助成するものです。今年度は対象物件が大幅に拡大されたほか、助成額も最大3千万円となり、大変魅力的な事業となっています。県内の申込件数は14件で、昨年度の2件から大幅に増加しました。

今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るためには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが急務であり、特に格付実績の低位な無垢材等のJAS製品の活用に向けた取組が重要です。県木協としましても、この事業を通じてJAS製品の普及、利用拡大を図っていきたいと考えています。

JAS構造材利用拡大事業は、来年度についても継続される予定です。一部採択条件が変わる可能性もありますが、来年度に向けて利用をご検討いただき是非ご活用ください。

なお、県木協では「JAS製材品と埼玉県内の製材等JAS認証工場」と題したパンフレットを作成中です。JAS製材品とは何かといった基本的なことから、製材のJAS規格区分等の説明、県内製材等JAS認証工場を掲載し、主に県内の建築士向けに配布する予定です。ご入用の方にはお送りしますので、県木協までご連絡ください。

JAS構造材利用拡大事業を利用した事務所

事業の流れ

過剰木材緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、輸出の停滞等により丸太・木材製品の在庫量の増加や価格の下落等の影響が生じていることから、公共建築物等の構造材、内装材及び外構材への木材製品の利用促進を緊急的に支援する事業が、林野庁の令和2年度補正予算で実施されています。

この事業は、公共建築物等木材利用促進法に基づく公共施設（学校、保育園、病院、老人ホーム、駅、庁舎等）、災害対策基本法に基づく指定公共機関の施設、公共の用に供する場に設置される外構（公園等の塀や柵、デッキ、遊具等）を対象とし、工務店等の施工者が木材を活用する際の経費について支援するものです。県内の申込件数は34件でそのうち31件が事業採択され、全国では群馬県の33件に次ぐ採択数となりました。内訳は、構造材25件、内装材4件、外構材2件で、保育園・幼稚園、老人ホーム等社会福祉施設が7割を占めています。

助成金額が大きく比較的使いやすい事業であることから、継続を望む声も多くありましたが、緊急対策事業であり、今年度限りのものとなります。今後の新型コロナウイルス感染症対策に係る国の予算については、このような事業が盛り込まれることも考えられますので、県木協としましては引き続きみなさまに情報提供してまいります。

過剰木材緊急対策事業を利用した老人ホーム内部

外構部の木質化対策事業

来年度も実施予定

林野庁の補助事業「外構部の木質化対策支援事業」が、昨年度に引き続き今年度も実施されました。

この事業は、これまで木材利用が低位であった施設等の外構部の木質化により、木製外構の認知度の向上や木製外構に関連する知識の普及並びに情報の収集等の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することを目的としています。住宅等の塀やデッキなどを木材で作った場合が対象で、JAS構造材利用拡大事業と同様に対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等が直接助成金を受け取ることができます。

助成金額は、塀では1メートル当たり1万7千500円～3万円、デッキでは1立方メートル当たり10万円～15万円で、昨年度より低くなりました。しかし、この事業の利用希望者は大変多く、一次募集も二次募集も、募集開始わずか1日で予定数を上回り受付が締め切られるほどの人気でした。埼玉県では、4件が事業採択されました。

耐久性等の不安から、これまで外構設備には木材があまり使われてきませんでしたが、木材の耐久性は技術の進歩により確実に向上しています。今後も、外構設備に木材を使用していただくことで、木材の利用拡大につながることを期待しています。

来年度もこの事業は継続実施される予定です。予算規模等詳細がわかりましたら、情報提供いたします。

埼玉県オリジナル木塀リーフレット

県木協では、林野庁の補助事業を活用し、「埼玉県オリジナル木塀」リーフレットを作成しました。

昨年度、4社にお願いして作っていただいた木塀のサンプルを紹介しています。

株式会社ウッディーコイケ製作の「ウッドフェンス」、木村木材工業株式会社製作の「パズルウォール～self customize wood fence～」、島﨑木材株式会社製作の「多目的に使える木質塀プロトタイプ」、初雁木材有限会社製作の「適度な通風を考えた草木にも優しい塀」の4製品の写真を、製品参考価格や問い合わせ先とともに掲載しました。目にした人が気軽に手にし、ご覧いただけるような優しいデザインになっています。ご協力いただいた4社をはじめ、林材会館、木塀サンプルを展示している農林公園、またイベント開催時などで消費者に配布し、木の塀の良さ、木のある暮らし・木の街づくりのメリットを知っていただけたらと思います。

左は、埼玉県オリジナル木塀を紹介しているポスターです。

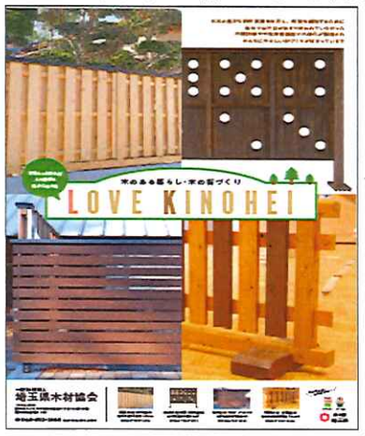

木に変える。みんなも変わる！
Love Kinohei

連載 会員事業所訪問（1）

西川地区木材業組合 協同組合西川地域木質資源活用センター

連載スタート！　会員事業所を毎号ご紹介していきます。記念すべき1回目の今回は、協同組合西川地域木質資源活用センター（通称もくねん工房）を訪問しました。もくねん工房の概要、そして飯能市観光協会を通じて販売された新商品のご紹介です。

もくねん工房の誕生には、平成11年ごろに社会問題として騒がれた、ダイオキシン問題が関係しています。所沢産ホウレンソウから高いダイオキシン濃度が検出されたとの報道を、ご記憶の方も多いことでしょう。結果的には誤報であり放送局は厳重注意の行政指導を受けましたが、風評被害はなかなか収まらず、裁判へと発展しました。

この「所沢ダイオキシン騒動」をきっかけに、平成12年、ダイオキシンの発生に関与する焼却炉等の規制が強化されました。従来、製材所から発生する樹皮等は自前の焼却炉で処理していましたが、この年から焼却炉を使用することができなくなってしまったのです。そこで平成14年に、樹皮や端材の処理と有効活用を目指し木質ペレットを製造するため、入間市、日高市、毛呂山町、越生町の製材業、木材御売業、素材生産者、森林組合の42社からなる協同組合を設立しました。これが、もくねん工房です。

平成15年から生産を始め、飯能市下名栗にある「さわらびの湯」のペレットボイラーに供給開始、その後元気プラザ等の温浴施設などにも供給するようになりました。

また、平成17年から、県のペレットストーブリース事業が始まり、ストーブ購入者へのペレット販売や農業用ペレット温風機への供給が行われてきました。ペレット販売以外では、自ら生産したペレットを熱源として木材乾燥機を稼働し、組合員の木材乾燥を請け負っています。

当該施設のペレット製造能力は、年間1千200トン程度ですが、需要と生産体制を考慮するフル操業できないとのことでした。

昨年からのコロナ禍では、温浴施設への供給が先細るなど経営環境は厳しくなっているとのお話しでした。

この度、生産されたペレットの利活用として、ペレットを蒸し焼きにする「炭化ペレット」の生産を開始しました。西川材の樹皮から誕生した炭化ペレット「飯能炭じろう（はんのうすみじろう）」は、飯能市観光協会で販売しています。

「飯能炭じろう」は、高級消臭剤として、また、バーベキューの熱源としても利用できます。バーベキューでは、バーナーを利用すればすぐ着火させることができ、燃焼時間が長く好評です。なにより遠赤外線が発生することにより、短時間でおいしくできあがります。一昨年、草加市で開催された「埼玉県ドリームフェスタ」において、焼き芋やピザ、焼き鳥などの試食をしていただいたところ、大人気を得ました。

「飯能炭じろう」

「飯能炭じろう」は今後、埼玉県木材協同組合でも販売することを検討しています。消臭剤やバーベキューの熱源にいかがでしょうか。

改正建築物省エネ法 4月1日施行

改正建築物省エネ法が、令和3年4月1日から施行されます。現在、改正法の内容について学べるオンライン講座が開設されており、オンライン講座資料と解説図書の配布も行われています。

県木協もオンライン講座資料と解説図書の配布拠点となっています。必要な方は、電話連絡の上、県木協までお越しください。在庫数に限りがございますので、必ず電話で予約してください。オンライン講座をwebで受講することが困難な方には、DVDの用意もございます。

詳しくは、県木協までお問い合わせください。

☎048（822）2568

オンライン講座は、「改正建築物省エネ法オンライン講座」で検索！

2021年4月 建築物省エネ法が変わります
法改正について学べる
オンライン講座
はじめました

行事予定

令和３年５月２１日（金）
一般社団法人埼玉県木材協会　総会
場所：埼玉会館（ＪＲ浦和駅）【予定】